

12 さあ、どうする？

話の素材 (学習資料)

さあ、どうする？

場面①



近所の住宅街を歩いていた時のことです。わが子のクラスメートの家の前にさしかかると、どなり声が聞こえました。思わず近づいて生垣の間をのぞいたところ、子どもが親に何度も殴られ、うずくまっている様子が見えました。この子の親は、PTAの集まりで発言力のある人物として有名です。視線に気づいた親は、「これは我が家の躰ですのでご心配なく」と言って、子どもを引きずるように家の中に入れ、戸を閉めてしまいました。

親しいPTA仲間にとっと相談すると、「相手が悪いよね。どうしようもないよ」と言われました。さあ、どうする？

場面②



あなたはわが子から、クラスの中での気になる話を聞きました。休み時間や放課後に、クラスの数人が特定のクラスメートをからかったり、持ち物を隠したりしているそうです。その様子をじっと見ていると、「遊んでるだけだよ。〇〇さんには関係ないでしょ？」と言われたとのことです。

「で、どうするの？」とあなたが子どもにたずねると、「あの人たちと仲良いわけじゃないし、どうしようもないよ」と答えます。さあ、どうする？



学習のポイント

人権が尊重される社会を実現するためには、「差別や人権侵害を許さないという姿勢を持つ」だけでなく、「直面した差別・人権侵害に対して適切に対処するための具体的な方法をいくつか知っておくこと」が重要です。ここでは、「虐待」「いじめ」に直面したときの言動について、次の視点で考えます。

- 「虐待やいじめを許してはいけない」という気持ちを行動に移すにはどうすればよいかを考えます。
- 問題があると思われる場面に出合ったとき、自分がどう対処するかで状況が変わることを確認します。
- 子どもからクラスの中の問題を聞いたとき、どのようにアドバイスすればよいかを考えます。



すすめ方【120分】

1. 4～5人程度の小グループをつくります。
2. 場面①を見ながら、各グループ内で次のことを話し合います。
 - A この問題に関わり解決しようとするなら、どんなことができそうですか？
(小さな行動でもOK。具体的に。)
 - B この問題に関わろうと行動することによって、どんなことが起こりそうですか？
(良いことも悪いことも含めて、予想されること。)
 - C この問題に関わらなかった場合、どんなことが起こりそうですか？
(目撃した親子に起こること、関わらなかった自分自身に起こること、学校や周囲、子どもたちに起こることなど。)
3. 全体で意見を共有します。
4. ここまでの話し合いを通して気づいたことや感じたことを、全体で整理します。
5. 再び各グループに戻り、場面②を見ながら、ここまでの成果をもとに次のことを話し合います。
 - D 保護者として、子どもに対しどのようなアドバイスやサポートができると思いますか？
6. 全体で意見を共有します。
このとき必要であれば、子どもたちは親に言い聞かされることだけでなく、「親の背中（日々の行動）」からも多くのことを学んでいることを指摘します。
7. 最後に、この研修全体を通して自分が学んだことや今後活かしたいことについて各グループで話し合い、数人に全体に対して発表してもらいます。
8. 人権教育は、学んだことが行動に活かせることを確認し、互いに励まし合い、相談し合いながら人権が尊重されるPTAの仲間づくりや学校づくりをしていこうと呼びかけて、研修を終了します。

参考 児童虐待が疑われる子どもを発見した人には、通報の義務があります。

「児童虐待の防止等に関する法律」第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。